

名桜大学後援会

令和8年度事業計画（案）

名桜大学と本学学生の家庭との連携を密にし、本学の教育事業及び学生の福利厚生事業を援助するとともに、会員相互の親睦を図る目的で次の事業を実施する。

1. 卒業式関連支援事業

- (1) キャップ&ガウン購入等への支援（第5号関係）
- (2) 卒業記念品購入への支援（第6号関係）
- (3) 卒業アルバム購入への支援（第3号関係）

2. 教育活動支援事業

- (1) 課外活動への支援（第2号関係）
- (2) 大学祭への支援（第2号関係）
- (3) 県外・国外への学生派遣費用への支援（第2号関係）
- (4) 教育懇談会等の支援（第1号関係）
- (5) 1年次教育研修及び教育活動への支援（第5号関係）
- (6) 看護学科国家試験への支援（第5号関係）

3. 福利厚生支援事業

- (1) 新入生オリエンテーションの支援（第5号関係）
- (2) 新入生スポーツ大会への支援（第3号関係）
- (3) 就職・進学活動学生への支援（第4号関係）
- (4) 学生食堂及び売店販売の弁当への支援（第3号関係）
- (5) 後援会広報活動（第8号関係）
- (6) 構内設備の整備（第6号関係）

【参考：名桜大学後援会会則（抄）】
（事業）

第3条 後援会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学と学生の保護者等との連絡に関する事。
- (2) 学生の課外活動の援助に関する事。
- (3) 学生の福利厚生事業の援助に関する事。
- (4) 学生の就職関係事業の援助に関する事。
- (5) 本学の教育事業の援助に関する事。
- (6) 本学施設、設備、備品等の整備に関する事。
- (7) 本学の基金造成および寄付金募集に関する事。
- (8) その他、後援会の目的達成に必要な事項。